

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第16回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第5章 契約各論・3

1 請負

2. 請負の効力

(1) 請負人の仕事完成義務

① 仕事完成義務

請負人は仕事を完成させる義務を負う。よって、仕事完成前の災害による損失は請負人負担となる。

② 目的物引渡義務

(最判 S7. 5. 9)

建築の注文者が主要材料である木材の一切を供給した時は、その建物の所有権は注文者に帰属する

(最判 S44. 9. 12)

請負人が材料を提供した時は、その建物の所有権は請負人が取得し、引渡しによって注文者に移転する。但し、請負人が材料を提供した時でも、注文者が代金の全部又は大部分を支払っている時は、その建物の所有権は完成と同時に注文者に帰属する

(2) 請負人の担保責任

① 原則 (注文者の権利)

(a) 瑕疵修補請求権

原則：相当な期間を定めて瑕疵の修補を請求できる

例外：瑕疵が重要でなく過分の費用が要する時は認められん

(b) 損害賠償請求権

- ・修補が可能でもその修補をしないで損害賠償請求出来る事に注意
- ・損害賠償請求権と報酬請求権とは同時履行の関係にある

(両者には同時履行の抗弁権が付いているが、相殺が出来る。との判例もあり)

(c) 契約解除権

原則： 契約を解除できる

例外： 建物・土地の工作物の時は契約解除できない ←

(解除すると原状回復義務ある。完成した建物を壊すのはもったいないやん。だからだよん)

③ 担保責任の存続期間

原則 : 1年

例外1 : 土地の工作物の時 5年

例外2 : 石造り・土造り等の時 10年

比較

3. 請負の終了

(1) 仕事未完成の間における注文者の解除権

(一般に解除権が発生するのは債務不履行があった時だが、請負契約では注文者が不要になった仕事をあえて完成させる必要もないから損害賠償を条件に解除権を与えた)

- ・ 注文者の解除権であり請負人には解除権無い事に注意
- ・ 土地の工作物でも解除出来る事にも注意 ←

けんちゃんのまとめ**【請負契約における解除】**

要件	請負人が仕事を完成していない場合である事	注文者が破産手続開始の決定を受けた場合であること
効果	注文者はいつでも請負人の損害を賠償して契約を解除できる ※土地の工作物でも解除できる	請負人及び破産管財人は契約を解除できる

2 委任

(事務管理と比較して覚える事)

2. 委任の効力**(1) 受任者の義務****① 善管注意義務**

無償・有償に関わらず善管注意義務ある事に注意

② 自ら事務を処理する義務

原則：復委任の禁止

例外；次のときはしても良い

(i) 本人の許諾を得たとき

(ii) やむを得ない事由があるとき

③ 付随的義務

受任者にとっては委任事務を処理する事が最大の義務であるが、委任事務を処理するに際してすべき義務がいくつか定められている。

(a) 報告義務

・ 事務処理状況の報告義務 ← 経過報告

・ 顛末の報告義務 ← 結果報告

→ ともにする義務あり

(b) 受領物等の引渡義務**(c) 金銭消費の責任****(2) 委任者の義務****① 報酬支払義務**

原則：無償

例外：特約付けると有償

(b) 報酬支払い時期

原則：委任終了時

例外①：期間を定めたときは期間経過後

例外②：受任者の責めに帰することができない事由によって委任が途中終了したときは、受任者はすでに行った履行の割合に応じて請求できる

② その他の義務**(a) 費用の前払義務**

- (b) 費用償還義務
- (c) 肩代わり・担保提供義務
- (d) 損害賠償義務義務

3. 委任の終了

委任契約の解除は将来に向かってのみ効力を有する。

- (1) 債務不履行による契約の解除
- (2) 両当事者による任意の解除

原則 : いつでも契約解除できる
 例外 : 相手方が不利な時に解除したら損害賠償しないかん
 例外の例外 : やむを得ない事由がある時は損害賠償せんでもいい

- (3) ○委任者の死亡・破産

○受任者の死亡・破産・後見開始

← 任意代理の終了事由と同じだよ。
 「シワシワキンタマ」だったよね！(書かなくても・・・。人前で見れんし)

(注) 後見開始が終了事由となるのは、受任者であり、委任者でない事に注意してちょんまげ！

けんちゃんの参考資料

- 復委任の原則的禁止 (任意代理人の復代理選任と同じだよ)

(復委任とは、受任者が自分の代わりに他人に事務を処理させる事。)

原則：禁止

例外：許される場合 ① 本人の許諾あった時 ② やむをえない事由がある時

参考+α

1. 寄託

- (2) 受寄者の義務

- ① 保管義務
 - ・ 無償→自分のと同一の注意義務
 - ・ 有償→善管注意義務
- ② 寄託物の使用禁止、第三者に保管させる事の禁止
- ③ 寄託物に関する通知義務
- ④ 委任の規定の準用による義務
 - ・ 受取物・果実の引渡義務
 - ・ 取得した権利の移転義務
 - ・ 金銭消費の責任
- ⑤ 寄託物の返還義務

- (3) 寄託物の義務

- ① 報酬支払義務
- ② 損害賠償義務

寄託者は寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しないかんが、自ら過失なく寄託物の性質もしくは瑕疵をしらなかつたこと、又は受寄者がこれを知っていた時は免責される。

↑



受任者に対する損害賠償義務と比較 (P321)

③ 委任の規定の準用による義務

- ・ 費用前払義務 (P321)
- ・ 費用償還義務 (P321)
- ・ 債務の代弁済 (P321)
- ・ 担保提供義務 (P321)

(4) 寄託物の返還時期

- 寄託の終了
 - ・ 債務不履行
 - ・ 期間満了
 - ・ 目的物の滅失
- 寄託者の返還請求権
 - ・ 期間の定めが無い時→ 寄託者はいつでも返還請求できる
 - ・ 期間の定めが有る時→ 寄託者はいつでも返還請求できる
- 受寄者の返還権
 - ・ 期間の定めが無い時→ 受寄者はいつでも返還できる
 - ・ 期間の定めが有る時→ 受寄者はやむを得ない事由がある時だけ返還できる

けんちゃんのまとめ

【役務提供型契約の異同】

	雇用	請負	委任	寄託
報酬支払い時期	原則として労働の終了後	原則として仕事の目的物の引渡しと同時に ※物の引渡しを要しない時は仕事の完成後	原則として委任事務の履行後	原則として寄託事務の履行後
第三者の使用の可否	原則不可	下請負は可能	再委任は原則不可	再寄託は原則不可

第6章 契約に基づかない債権債務の発生

1 事務管理 (委任と比較して覚える)

「事務管理」とは、義務もないのに、他人のためにその事務を管理（仕事を処理）する事を言う。
事務管理でいう「事務」とは、人の生活に必要な全ての仕事をいう。

参考+α

1. 事務管理に関する諸規定

(2) 管理者の義務

③ 管理開始の通知義務

委任にはない

④ 管理継続義務

委任にはない

原則：一旦始めたら事務管理継続しないかん

例外：本人の意思に反する。又は本人に不利 の時は管理を中止しなあかん

⑤⑥ 善管注意義務

原則：善管注意義務

例外：急迫の危害から守るために事務管理したときは、注意義務が軽減される

(例)おぼれている人を助けたら衣服を破ってしまった時など

例外の例外：急迫の危害から守るために事務管理したときは、注意義務が軽減されるが管理者が**悪意又は重過失**の時は責任を負う。重過失な処注意

(3) 本人の義務

① 有益費用償還義務・代弁済・担保提供義務

【注意】

事務管理は本人の意思に反する場合でも、管理者がその事を知らず、また推知しえない時でも成立するが、その場合は本人が**現に利益を受けている限度**で有益費用償還義務・代弁済・担保提供義務を果たせば良い

けんちゃんのまとめ

【委任と事務管理の比較】

		委任	事務管理
権利	報酬請求権	△ (特約ある場合のみ可)	×
	費用前払い請求権	○	×
	支出費用及び利息の償還請求権	○	△ (①有益費用のみ可) (②本人の意思に反する場合は現存利益のみ可)
	自己負担債務の代弁済請求権又は相当担保供与請求	○	△ (①有益債務のみ可) (②本人の意思に反する場合は現存利益のみ可)
	無過失で受けた損害の賠償請求権	○	×
義務	善管注意義務	○	○ (緊急の場合、注意義務を軽減)
	委任者・本人への報告義務	○	○
	受領物・果実の引渡し及び権利の移転義務	○	○
	引渡すべき金銭等の消費による利息支払い・損害賠償義務	○	○

2 不当利得

「一度払った借金を間違えて二度払いした」など、法律上の根拠のない不当な利得を不当利得といい、不当利得を得た者（利得者）は、その利益を損失者に返さないかん。

この場合の利得とは、「積極的に増加する場合（積極的利得）」・「本来生ずる筈であった財産の減少を免れた場合（消極的利得）」を問わない。

不当利得により利益を受けた者を利得者・受益者という

不当利得により損失を被った者を損失者と言う。

（2）受益者は不当利得返還義務を負う

- ① 善意受益者 現存利益だけ返還
- ② 悪意受益者 受けた利益の返還＋利息＋損害

（3）不法原因給付

不法とは、公序良俗に違反する場合をいう。（最判 S37. 3. 8）

原則：返還請求できない

例外：不法な原因が受益者（利益を受けた者）だけにあるときは、返還を請求できる。

（例）拳銃の密輸に必要な金を出せ。と脅かされてやむを得ず金を支払った場合。

（最判 S37. 3. 8）

708 条の「不法の原因」とは、強行法規に違反した不適法なものであるのみならず、さらにそれが、その社会において要求される倫理・道徳を無視した醜悪なものである事を必要とする。つまり、公の秩序若しくは善良の風俗に反してなされた給付を指す。

（最判 S45. 10. 21）

妾関係を維持する目的で未登記不動産を妾に贈与して引渡す行為は、不法原因給付にあたる。

よって贈与者は、不当利得に基づく返還請求も所有権に基づく返還請求もできない。

すなわち、この不動産は受贈者の物となる

参考＋α

2. 不当利得の特則（全部大事）

（1）非債弁済（債務の不存在を知ってした弁済）

（S16. 4. 19）

債務の不存在について知らなければ、例え過失があっても返還請求はできる。

（2）期限前の弁済

原則：弁済期前に債務を弁済した場合でも給付したものの返還請求できない。

例外：錯誤によって期限前であることを知らずに弁済した場合は、これによって債権者が得た利益（利子等）の返還請求はできる。

（3）他人の債務の弁済

債務者でない第三者が錯誤によって債務の弁済をしたために債権者が善意で

- (a) 証書を滅失・損傷した
- (b) 担保を放棄した
- (c) 時効によって債権を失った

時は、弁済者は返還請求できない。

この場合、弁済は有効となり債務は消滅する。但し弁済者は債務者に求償権持つ

けんちゃんの参考資料

【覚えて欲しいけんちゃんの関連判例】

(最判 S2. 12. 26)

債務の履行について期限を定めなかった時は、債務者は催告を受けた時から遅滞の責任を負う（412条）が、善意の不当利得者の返還義務は期限の定めのない債務であるから、不当利得者は催告により履行遅滞に陥る。

(最判 T6. 2. 28)

結納金交付後、婚姻が不成立の場合、結納金を交付した目的が達成できず、受領者は、法律上の原因を欠いた利得を得た事になるから、交付者にこれを不当利得として返還しなければならない

(最判 H7. 9. 19)

建物賃借人から請け負って建物の修繕工事をした者が賃借人の無資力を理由に建物所有者に対して不当利得の返還請求ができる場合は、建物所有者が対価関係なしに利益を受けた時に限られる。

(最判 S10. 5. 13)

借家人が賃借中に支出した費用の留置権を行使し、賃借権消滅後も費用の償還を受けるまで家屋を使用することにより受ける利益は、家屋所有者に返還しなければならない。なぜなら留置権者は留置によって生じる利益まで保有できるわけではなく、賃借権消滅後の賃料相当額が不当利得となるからだぴょん

(最判 S49. 9. 26)

金員をだまし取った者がその金員を他の債権者に対する債務の弁済に充てた場合、弁済を受けた債権者に悪意又は重過失がある時は、その金銭の取得は、だまし取られた者との関係で不当利得となる。

【「現存利益」と「受けた利益」について】

★1 「現存利益」とは 現に存在する利益のこと。得た財産または利益がそのままの形で残っていればその財産または利益を指し、形を変えて残っていればその形を変えた財産または利益を指す。

〈具体例〉 得た財産が100万円あるとする。現存利益のみ返還義務があるとした場合、

- ① その100万円がそのまま残っていれば、100万円を返済しなアカン
- ② その100万円を銀行に預金していたのなら、100万円とその利息を返済しなアカン
- ③ その100万円で株式投資や事業資金として投資して200万円になった時は、100万円のみを返済しなアカン

(上記②は自然発生的利益なのに対し③はその人の手腕による増加だから)

- ④ その100万円で宝石や車を買ってしまったのなら、その買った宝石や車を返済しなアカン
- ⑤ その100万円をギャンブル、飲み代など遊興費に使い果たした場合は、返済しなくても良い

- ⑥ その100万円を生活費に充て使い果たした場合は、100万円を返済しなアカン

(上記⑥のように必要経費に充てたと認められる支出の場合は、現存利益が存在すると認められる。その他生活費以外に必要経費に充てたと認められる支出には、食費、学費、婚姻費用、持参金などがある。覚えておく事)

★2 返還義務の範囲が「現存利益」に制限されているもの

- ① 失踪宣告の取消しによる場合の返還義務 (32条②)
- ② 善意受益者の不当利得返還義務 (703条)
- ③ 取消しの場合の制限能力者の返還義務 (121条)
- ④ 事務管理が本人の意思に反する時の有益費用償還義務・代弁済・担保提供義務(702条③) などである。全て大事だぴょん

★3 「受けた利益」とは

現存利益のように返還義務の範囲を制限しないことを、単に「受けた利益」と表現する。

★4 「受けた利益」の返還義務があるもの

- ① 悪意受益者の返還義務 (704条)